付帯サービス定義書【湘南のカーボンフリー】新旧対照表

新 IΗ 1. 実施期日 1. 実施期日 湘南のカーボンフリーの定義書は、令和5年 12 月1日より実施し 湘南のカーボンフリーの定義書は、令和5年4月1日より実施しま ます。 す。 2. 定義 2. 定義 (1) 湘南のカーボンフリーとは (1) 湘南のカーボンフリーとは 当社の電気需給約款に基づきお客さまへ提供する電気料金プラン 当社の電気需給約款に基づきお客さまへ提供する電気料金プラン (FIT電気を含む)に付帯して、当社が、J-クレジット(再エ (FIT電気を含む)に付帯するサービスとしてお客さまがご利用 ネ電力由来)と非化石証書を組み合わせて利用することにより、お される電力量と同量の J-クレジット (再エネ電力由来) を提供し 客さまに供給する FIT 電気を含む電気について、地球温暖化対策の ます。 推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく二酸化炭素 排出係数(調整後排出係数)をゼロにするサービスです。なお、当 社が湘南のカーボンフリーを付帯して供給する電気の電源構成およ び J-クレジットと非化石証書の使用状況は当社ホームページで公開 します。

(2) FIT電気とは

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源 を用いて発電され、固定買取価格制度(FIT)によって電気事業 者に買い取られた電気のことです。当社がこの電気を調達する費用 の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用する全て|の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用する全て の皆さまから集めた賦課金により賄われており、この電気の二酸化 炭素排出量については火力発電なども含めた全国平均の電気の二酸 化炭素排出量を持った電気として扱われます。

(3) I-クレジットとは

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、二酸 化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」 として国が認証する制度です。

(4) 非化石証書とは

発電時に化石燃料を使用せず発電された電気のうち、二酸化炭素を 排出しない環境的な価値を切り離して取引される証書です。

以下、余白

(2) FIT電気とは

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源 を用いて発電され、固定買取価格制度(FIT)によって電気事業 者に買い取られた電気のことです。当社がこの電気を調達する費用 の皆さまから集めた賦課金により賄われており、この電気のС○2 排出量については火力発電なども含めた全国平均の電気の СО 2 排 出量を持った電気として扱われます。

(3) I-クレジットとは

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、CO2 などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として 国が認証する制度です。なお、本制度により創出されたクレジット の活用用途は本制度に準拠します。

(4)新設

以下、余白